

港区定期予防接種  
実施医療機関各位

みなと保健所保健予防課長 西山 裕之

## 令和6年度 港区定期予防接種事業の注意点について(依頼)

平素から港区保健衛生行政への御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。  
令和6年度の事業実施にあたり、新たな変更点等をお知らせしますので、下記のとおりご承知おきのうえ、お取り扱いいただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### ◆5種混合ワクチン(ゴービック・クイントバックス)の開始

対象者:生後2か月～90か月(7歳半)未満

#### ◆小児用肺炎球菌ワクチン(15価:バクニュバンス)の開始

対象者:生後2か月～60か月(5歳)未満

#### ◆高齢者用肺炎球菌予防接種対象者変更

対象者:・65歳の人(65歳誕生日前日から66歳誕生日前日まで)

・接種日現在、60歳から65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に重い障害(身体障害者手帳1級程度)のある人

◆◆ 詳細は別紙資料を参照してください ◆◆

※接種開始時期:令和6年4月1日

※予防接種単価は別添「定期予防接種単価表」を参照してください。令和6年度は6月接種分から単価が変更になります。委託料請求時ご注意ください。

※高齢者用肺炎球菌ワクチン接種をする際は、接種日が予診票に記載の有効期限内であることを必ずご確認ください。

## 医療機関様へお願い(全予防接種共通)

- ① ワクチンの接種に当たっては、被接種者・保護者に予防ワクチンの有効性・安全性に関する十分な情報提供・コミュニケーションをはかった上で実施してください。
- ② ワクチンごとに接種間隔が決められています。母子健康手帳(親子手帳)、クリニックのカルテ等をご確認の上で実施していただきますようお願いいたします。  
※接種間隔については、定期接種実施要領、定期の予防接種における対象者及び接種間隔の解釈について等でご確認ください。
- ③ 接種間隔等の間違いに気づいた場合は、必ず、みなと保健所までご連絡ください。この場合、任意予防接種扱いとなり、予防接種委託料はお支払いできない場合があります。
- ④ 予診票中、使用ワクチンの Lot No.欄は手書きではなく、必ずロットシールを貼ってください。使用期限の確認及びロットNo.の記録入力に必要なため、ご協力ください。

## 【5種混合ワクチン(DPT-IPV-Hib)について】

定期接種の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生後2か月から生後90か月に至るまでの間</li> </ul>
標準的な接種期間と回数	<p>標準的な接種時期（予防接種実施要綱で示す事項）については、これまでの議論を踏まえ、4種混合・Hibワクチンの規定を参考に整備する。なお、用いるワクチンの添付文書上の注意は記載整備される見込み。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初回接種：生後2か月から生後7か月に至るまでに開始し、4週間（医師が認めた場合は3週間）から8週間までの間隔をおいて3回皮下又は筋肉内に接種  <ul style="list-style-type: none"> <li>※接種開始年齢が7か月以上となっても接種回数は減らさない。</li> </ul> </li> <li>・ 追加接種：初回接種終了後6か月から18か月までの間隔をおいて1回皮下又は筋肉内に接種</li> </ul>
使用ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用するワクチンは5種混合ワクチンを基本とする。</li> <li>・ ただし、当面の間は4種混合ワクチン及びHibワクチンも使用できることとする。</li> </ul>
定期接種の開始時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年4月1日</li> </ul>
その他事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5種混合ワクチンの交接種については、従来の取扱いと同様、原則としては同一のワクチンで接種を行うこととしつつ、原則によることができない場合についても、接種が実施可能となるよう必要な規定を設ける。</li> <li>・ 現行の4種混合ワクチンの副反応疑い報告基準を5種混合ワクチンに適応する。</li> </ul>

## 【小児用肺炎球菌 15 価ワクチン(バクニューバンス)について】

定期接種の対象者	・ 生後 2 か月から生後 60 か月に至るまでの間
標準的な接種期間と回数 ※現行の規定と同様とする。	・ 初回接種：生後 2 か月から生後 7 か月に至るまでの間に開始し、生後 12 か月までに 27 日以上の間隔をおいて 3 回皮下又は筋肉内に接種 ※他に、初回接種開始時の月齢に応じて、1 ～ 2 回の初回接種の規定がある。 ・ 追加接種：生後 12 か月から生後 15 か月に至るまでの間に、初回接種終了後から 60 日以上の間隔をおいて、1 回皮下又は筋肉内に接種 ※他に、初回接種開始時に生後 7 か月に至った日の翌日から生後 12 か月に至るまでの間にある者には、初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいて 1 回行う規定がある。
用いるワクチン	・ 使用するワクチンは 15 価ワクチンを基本とする。 ・ ただし、当面の間は 13 価ワクチンも使用できる。
定期接種の開始時期	・ 令和 6 年 4 月 1 日
その他事項	・ 15 価と 13 価ワクチンの交接種については、13 価で接種を開始した場合でも、15 価に切り替えて接種が可能なよう、必要な規定を設ける。 ・ 現行の小児の肺炎球菌感染症における既定のとおりとする。

## 【小児肺炎球菌ワクチンの在庫調整について】

令和 6 年度からは、小児肺炎球菌ワクチンは、「15 価ワクチン」が基本となりますので、令和 6 年 3 月までの「13 価ワクチン」の在庫調整については、ご留意いただければと思います。

## 【高齢者肺炎球菌予防接種の経過措置終了及び一部対象者の接種期限の延長】

経過措置終了	<p>平成 26 年 10 月に高齢者肺炎球菌感染症が定期接種化され、本則の 65 歳に加え、経過措置として、70 歳から 5 歳刻みで 100 歳までの人と、100 歳以上の人を対象として行われてきました。</p> <p>令和 6 年 3 月 31 日で経過措置が終了するに伴い、令和 6 年 4 月 1 日からは、本則の 65 歳の人となります。</p>
定期接種の対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 65 歳の人（65 歳の誕生日前日から 66 歳の誕生日前日まで）</li><li>・ 接種日現在、60 歳から 65 歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に重い障害（身体障害者手帳 1 級程度）のある人</li></ul> <p>※現在、59 歳の方は、60 歳の誕生日前日から接種が可能です。</p>
自己負担額	1, 5 0 0 円
定期接種の開始時期	令和 6 年 4 月 1 日
用いるワクチン	ニューモバックス NP
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者肺炎球菌予防接種を希望する場合、公費・自費問わず、過去に一度でも接種歴がある人は助成の対象となりません。</li><li>・ 高齢者肺炎球菌予防接種予診票の質問事項 1 の回答欄で「はい」に○がついている場合は一部助成の対象外となりますので、接種前に必ず確認をお願いします。</li></ul>